



広島市の福祉や保健、医療従事者と利用者、研究者が「福祉を守る市民会議」に結集して、行政の福祉計画を批判し「わたしたちがつくる老人福祉」として本書が出版された。今年は地方自治体

が作製した計画を見直す年になっている。7割の自治体が計画の達成は出来ない(日弁連調査)といっているのに厚生省は介護保険の設立を急いでいる。こんな時に住民の側から提言を各地から行っていくことは極めて重要なことである。本書は2年半の現場での討議を積みあげていて各々の提言は具体的で参考になるものが多い。

各提言を貫く視点として、編者の一人佐藤卓利氏(広島女学院大学)は「行政のものは要援護者を限定し、受身の存在とし「生かす」視点で数合せをしたもの。大切なのは「活かす」視点、高齢者を社会の一員として能力を発揮してもらうこと、と述べている。第二部では各事業ごとに現場従事者が10項目にわたり提言を行っている。提言が行政のものと相違している点を編者の一人鈴木勉氏(広島女子大)は次の7つにまとめている。

それは、1. 医療を重視する。2. ハンディを負いやすい全ての人々を対象にする。3. 家族介護を前提にしない社会的システムを構築する。4. 社会的自立と豊かな人格発達を獲得する。5. 福祉労力の質的保障を実現する。6. 福祉に営利原則はなじまないで、非営利の自主的・協同組合(的)福祉事業の役割を重視すること、7. 福祉サービスを受ける権利が侵害されたら回復するシステムが必要なこと。以上7点の中で非営利・協同の役割を重視していることは重要な点である。「非営利で公共目的の実現を目標としている自主的・協同組合(的)福祉事業体は、福祉供給

主体として適格的である。」これら非営利組織による福祉事業の発展をはかるため、当該事業体による福祉サービス提供に対する費用保障という形で、公的責任を果たすべきである。」との主張に賛同する。この主張はホームヘルパーに関する提言で更に具体的な編者の一人松田泰氏(安芸社協)によって述べられている。ヘルパーの提言は、盛会であった「老人保健福祉計画の要はホームヘルパー」というシンポジウムの内容も反映させてまとめられている。それは「正規職員化と大幅増員。協同組合方式によるホームヘルパー派遣事業の創設と公的支援の導入。生活支援センターを調整活動拠点とする。」の3点である。

ホームヘルパーは要援護者の生活に接しながら必要な諸職種と連携し、生活の実態、日々の変化に応じ援助内容や援助時間を適宜変化させることが必要なので、時間単位の単独サービスでは生活全体の援助は困難、従って公社などへのまるごと委託は、ヘルパーのあり方を否定するものであると述べ、社会的有用労働であるホームヘルプサービスの「仕事おこし」は、柔軟性・現場即応性を全面にだす非営利の協同組合方式によるものがよい。市民も、それを生みだし、自身の手で生活を展望していくことが大切であると述べ、今後の地域福祉確立に重要な示唆を与えている。第三部「住民自治による地域福祉」で各地の経験を紹介しているが、労働者協同組合による高齢者協同組合設立の動きが述べられていれば、なお本書の基本的視点「生きる」を充実させ得たものと思う。編者は介護保険問題を含め情勢は既に動いている。それを踏まえた論議・活動を続け発表したいとのこと大いに期待している。本書のような提言をつくる活動が福祉従事者・市民を数多く結集しながら各地で行われることを願うと共に、その中心に協同組合、特に労働者協同組合が根づくことの重要性を確認した。